

ワンストップ特例申請書（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）の送付について

※ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

ワンストップ特例制度を利用した場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除のみで税の軽減が行われます。（寄附を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減対象となります。）

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を、**寄附を行った翌年の1月10日までに**東大和市に提出していただく必要がありますので、必ず、期限内に申請書と添付書類のご提出をお願いいたします。

なお、年に複数回の寄附をされる方がワンストップ特例申請を行う場合は、寄附をするごとに特例申請書の提出が必要となります。

特例申請書記入例

令和	年	寄附分	市町村民税 道府県民税	提出日を記入	申告特例申請書	第五十五号の五様式
令和	年	月	日	整理番号		
住所				フリガナ		
電話番号				氏名		
				個人番号		
				生年月日	第・大・第 年・令	

印字された項目（住所、氏名、電話番号、生年月日）をご確認ください。記載のない項目については、ご記入願います。

個人番号（マイナンバー）の記入及び添付書類については、**必ず裏面**をご確認ください。

寄附年月日と寄附金額をご確認ください。

当団体に対する寄附に関する事項				
寄附年月日			寄附金額	
令和	年	月	日	円

確定申告及び住民税申告の提出不要者である場合に限り、チェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

寄附をする自治体が年間5団体以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

個人番号（マイナンバー）の記入と添付書類について

ワンストップ特例制度を利用される方につきましては、ワンストップ特例申請書に「個人番号（マイナンバー）の記入」と「番号確認及び身元確認書類の添付」が必要になります。

番号確認及び身元確認書類には、以下のいずれかが必要になります。ワンストップ特例申請書をご提出される際には、個人番号（マイナンバー）の記載誤り又は、番号確認及び身元確認書類の不足がないか、再度ご確認をお願いいたします。

番号確認及び身元確認書類について

1 の場合は1点のみ、それ以外は2と3のうち、それぞれ1点の書類が必要になります。

1 個人番号カードの両面コピー

2 番号確認書類（下記のうち1点のコピー）

通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

3 身元確認書類（下記のうち1点のコピー）

運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

※番号確認及び身元確認書類は写真（ある場合）、氏名、住所、生年月日が確認できるようコピーをしてください。

申請書へのマイナンバー記載例

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 殿	整理番号	こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなく、ご記入ください。
住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。